



丹篠農委第22号
令和元年5月8日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清 様
丹波篠山市監査委員 國 里 修 久 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



平成30年度定期監査報告にかかる措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局 農業委員会事務局
- 2 監査結果報告名 定期監査結果報告書（農業委員会）
- 3 監査結果提出日 平成31年1月23日（篠監公表第4号）
- 4 措置状況 別紙のとおり

農業委員会 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告
(篠監公表第4号 平成31年1月23日)

1 農地利用の最適化の推進について

定期監査結果報告書 6 ページ

監査意見	高齢者、担い手不足、不在地主等により耕作放棄地が増加している。多面的機能支払い交付金事業を活用し保全管理を行っている集落も見られるが、今後、農地を適正に管理していくために、市及び農業関連団体等と連携し、農地利用の最適化に向け取り組まれたい。
講じた措置	平成28年4月1日、改正農業委員会法が施行されました。これにより、農業委員会の所掌事務として、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進）に重点的に取り組むことが法律で明記されました。 篠山市では、平成30年4月1日に新体制に移行し、1年が経過しています。 今後は、各地域での農地パトロールをきめ細かく実施して、耕作放棄地の発生防止と解消に努めます。 また、人・農地プランを実質化していくために、農業委員・農地利用最適化推進委員を話し合いのコーディネーターとして積極的参加を促し、農地利用の最適化に向け取り組みます。